

医療情報取得加算に関する掲示

当クリニックでは診断および治療等の質の向上を図る観点から、オンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定保健情報、その他必要な情報を取得・活用し診療を行っています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より以下の点数を算定しておりますのでご了承ください。

初診	月1回	医療情報取得加算1	3点
		保険証を利用した場合	
		医療情報取得加算2	1点
		マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行った場合	
再診	3月に1回	医療情報取得加算3	2点
		保険証を利用した場合	
		医療情報取得加算4	1点
		マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行った場合	